



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年10月29日(金) 第9948号

目次

	ページ
告 示	
○保安林予定森林(森林保全課)	2
○同	2
○解除予定保安林(同)	3
○同	3
公 告	
○土地改良区の設立の認可(農村整備課)	3
○土地改良区連合役員の就退任の届出(同)	3
○道路位置の指定(建築課)	4
○開発工事の完了(同)	4
正 誤	
○令和3年9月10日群馬県告示第244号(森林保全課)	5
○令和3年9月10日群馬県告示第245号(同)	6

■ 告 示

◎群馬県告示第278号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和3年10月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 北群馬郡榛東村大字新井字桃泉3527（次の図に示す部分に限る。）、甘楽郡下仁田町大字川井字上ノ平74の1、86から88まで、字白石尾根207、乙208、208の1、209、211
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課並びに榛東村役場及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第279号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和3年10月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 多野郡神流町大字魚尾字小桜井1969から1971まで、字塚越2015、2017の2、2018、大字森戸字風穴655
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年10月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 富岡市黒川字雨ノ谷506の2、沼田市屋形原町字額田669の2、670、699の2、字広瀬569の2、570の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第281号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年10月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 桐生市黒保根町下田沢字清水小路3016の4、3016の5、3016の8、3016の9、3016の11、3016の12、字張原3019の2、3019の4から3019の6まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により保美土地改良区の設立を令和3年10月15日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年10月29日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区連合役員の就任及び退任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和3年10月29日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区連合	理 事 監 事	区 分	役 員 氏 名	住 所

名	の別			
渡良瀬川上流	理事	再任	新井章夫	太田市西長岡町604番地
	同	同	石原康男	同 北金井町421番地
	同	同	小島秀一	同 藪塚町1723番地
	同	同	大澤貞雄	みどり市笠懸町鹿3847番地
	同	新任	小林道雄	太田市藪塚町956番地
	同	退任	小林邦男	同 同 820番地
	監事	再任	高木信行	桐生市相生町二丁目829番地1

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年10月29日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡榛東村大字新井字高塚2963-1	延長 31.87 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-7号 令和3年9月28日
2	同	甘楽郡甘楽町大字造石字天神528-6	延長 29.05 幅員 4.50	群馬県指令高土第253-1号 令和3年10月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年10月29日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町入ヶ谷196-1、196-2、196-3、197-1、197-2、200、201-2、202-2、209、210、211-1、212-1、213-1、214、215、216-1、216-3、216-4、217-1、21	邑楽郡明和町新里250番地1 明和町土地開発公社 理事長 富塚基輔

7-2、218-1、218-2、219-1、219-2、220、221-1、221-2、259-1、260-1、260-3の一部、261-1、261-3、262-1、262-3、262-4、263-2の一部、263-3、264-3、265-2、266-2、267-2、267-3、268-1、268-4、268-5、268-6、269-3、270-2、270-3、271-2、273-1、274-1、275-1、275-2、276-1、276-2、277-1、277-4、278-1、278-4、279-1、280-1、281-1、306-1、306-2、307-1、307-2、308-1、308-2、308-3、309、310、312-1、312-2、317-1、317-2、317-3、319-2、321-2、321-3、323-1、323-2、323-3、325-2、329-2、330-1、330-2、335-1、336-1、337-1、338-1、339、340-1、340-2、341-1、348、349、352、353-2、354、355-1、355-2、355-3、355-4、356-2、357-2、358-1、358-2、358-3、358-4、359-2、360-2、361-3、363-1、363-2、364-1、364-2、364-3、365-2、366-2、368-2、369-2、370-2、372-1、372-2、373、374、375-1、375-2、196-1地先水路、196-2地先道路、197-1地先道路、201-2地先道路、260-3地先道路、261-1地先水路、268-4地先水路、268-6地先道路、273-1地先水路、306-2地先水路、312-2地先水路、341-1地先道路、355-1地先水路、355-2地先水路、矢島884-3の一部、885-2、886-2、900-7の一部、998-1、998-2、999-1、1000、1005-1、1007、1008、1009-1、1009-2、900-1地先水路、998-2地先水路、999-1地先水路

■ 正 誤

○告示正誤

令和3年9月10日群馬県告示第244号（解除予定保安林）

発行番号	ページ	行	誤	正
第9934号	2	6	1503の11421	1053の11421

○告示正誤

令和3年9月10日群馬県告示第245号(解除予定保安林)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9934号	2	18	1503の11421	1053の11421

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111